

仕様書

1 総則

この仕様書は、高知市（以下「本市」という。）が発注する高知市清掃工場電力需給に係る契約（以下「本契約」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義

- (1) 受注者とは、電力売買契約書に定める乙をいう。
- (2) 地域送配電事業者とは、需要場所を供給区域とする一般送配電事業者をいう。
- (3) 使用電力量とは、本市が受注者から調達する電気の電力量をいう。
- (4) 予定使用電力量とは、本市が受注者から調達する予定の電気の量をいう。
- (5) 使用電気料金とは、本市が受注者から調達する電気の対価として本市が受注者に支払う金額をいう。
- (6) 予定使用電気料金とは、本市が受注者に支払う予定の総額をいう。

3 単位及び端数処理

- (1) 本線契約電力、予備線契約電力及び最大需要電力の単位は、1 kWとする。この場合において、1 kW未満の端数は、小数第1位で四捨五入する。
- (2) 基本料金単価及び予備線基本料金単価の単位は、1 円/kWとする。
- (3) 電力量の単位は、1 kWhとする。この場合において、1 kWh未満の端数は、小数第1位で四捨五入する。
- (4) 電力量単価の単位は、1 円/kWhとする。
- (5) 力率の単位は、1 %とする。この場合において、1 %未満の端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- (6) 金額の単位は、1 円とする。

4 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりとする。

名称	定義
ピーク	夏季（※1）における毎日13時から16時までの時間。ただし、休日（※2）に定める日の該当する時間を除く。
夏季昼間	夏季（※1）における毎日8時から22時までの時間。ただし、ピーク時間及び休日（※2）に定める日の該当する時間を除く。
その他季昼間	その他季（※3）における毎日8時から22時までの時間。ただし、休日（※2）に定める日の該当する時間を除く。
夏季夜間	夏季（※1）におけるピーク時間及び夏季昼間時間以外の時間。
その他季夜間	ピーク、夏季昼間、その他季昼間及び夏季夜間以外の時間。

※1 夏季とは、7月1日から9月30日までの期間をいう。

※2 休日とは、日曜日、「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日及び12月31日をいう。

※3 その他季とは、夏季以外の期間をいう。

5 電気の使用に係る基本事項

- (1) 本市が受注者から電気を調達する期間（以下「調達期間」という。）は、令和7年10月1日0時00分から令和8年9月30日24時00分までとする。
- (2) 本市が受注者から調達する電気の需要場所、電気方式、標準周波数、標準電圧、標準力率、受電方式、接続電力系統並びに責任分界点及び保安分界点は、次のとおりとする。

需要場所	高知県高知市長浜 6459 番地
電気方式	交流 3 相 3 線式
標準周波数	60H z
標準電圧	60,000 V
標準力率	遅れ力率 85～100%
受電方式	本線予備線受電
接続電力系統	四国電力送配電株式会社
責任分界点及び保安分界点	供給地点における特別高圧開閉所に施設したガス絶縁開閉装置の引込ブッシングとの端子接続点

- (3) 本線契約電力は、3,100 k Wとする。
- (4) 予備線契約電力は、3,100 k Wとする。
- (5) 予定使用電力量は、別表のとおりとする。
- (6) 受注者は、予定使用電力量にかかわらず使用電力量の全てを供給する。
- (7) 直近の過去3か年度において本市が需要場所において電気を調達したときの契約電力、力率、最大需要電力及び使用電力量は、仕様書別紙のとおりとする。

6 使用電力量、最大需要電力及び力率の計量

- (1) 使用電力量、最大需要電力及び力率は、(4)の場合を除き、地域送配電事業者が設置した取引電力量計により計量された値とする。
- (2) 使用電力量は、30分ごとに計量された値とする。
- (3) (1)の計量の検針日は、毎月1日とする。
- (4) 取引電力量計の故障等により使用電力量、最大需要電力及び力率が正しく計量されなかった期間が生じた場合には、当該期間の使用電力量、最大需要電力及び力率は、本市の施設で使用する分散形制御システムにより計量された値とする。
- (5) (4)により難しい場合には、別途協議する。

7 電気の使用に係る協力

本市は、託送供給契約その他受注者が本市に電気を供給するために必要な手続について、情報の提供及び承諾を行う。この場合において、当該手続に係る費用は、受注者の負担とする。

8 使用電気料金の算定

- (1) 使用電気料金の算定期間は、6(3)の検針日の属する月の前月の1日0時00分から月末日24時00分までとする。
- (2) 使用電気料金は、次式によって算定された金額とする。この場合において、1円未満の端数は、切り捨てる。

① 最大需要電力が本線契約電力以下の月

使用電気料金 = 基本料金 + 使用電力量料金 + 再生可能エネルギー電気発電促進賦課金

- ② 最大需要電力が本線契約電力を超える月

$$\text{使用電気料金} = \text{基本料金} + \text{使用電力量料金} + \text{再生可能エネルギー電気発電促進賦課金} \\ + \text{契約超過金}$$

9 基本料金の算定

- (1) 基本料金は、次式によって算定された金額とする。

$$\text{基本料金} = \text{本線基本料金} + \text{予備線基本料金}$$

- (2) 本線基本料金は、次式によって算定された金額とする。

- ① 使用電力量が0 kWhの月

$$\text{本線基本料金} = \text{本線契約電力} \times \text{基本料金単価} 2$$

- ② 使用電力量が0 kWhを超える月

$$\text{本線基本料金} = \text{本線契約電力} \times \text{基本料金単価} 1 \times \left(1.85 - \frac{\text{力率}[\%]}{100} \right)$$

- (3) 予備線基本料金は、次式によって算定された金額とする。

$$\text{予備線基本料金} = \text{予備線契約電力} \times \text{予備線基本料金単価}$$

10 使用電力量料金の算定

- (1) 以下で用いる略記号の意味は、次のとおりとする。

略記号	意味
Q_1	ピーク電力量（ピーク時間帯区分における使用電力量）
Q_2	夏季昼間電力量（夏季昼間時間帯区分における使用電力量）
Q_3	その他季昼間電力量（その他季昼間時間帯区分における使用電力量）
Q_4	夏季夜間電力量（夏季夜間時間帯区分における使用電力量）
Q_5	その他季夜間電力量（その他季夜間時間帯区分における使用電力量）
P_1	ピーク単価
P_2	夏季昼間単価
P_3	その他季昼間単価
P_4	夏季夜間単価
P_5	その他季夜間単価
ξ	燃料費調整単価

- (2) 使用電力量料金は、次式によって算定された金額とする。

$$\text{使用電力量料金} = \sum_{n=1}^5 \{Q_n \times (P_n + \xi)\}$$

- (3) 燃料費調整単価は、四国電力株式会社が各月毎に定める特別高圧供給のものとする。

11 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

- (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次式によって算定された金額とする。この場合において、1円未満の端数は切り捨てる。

$$\text{再生可能エネルギー電気発電促進賦課金}$$

$$= \text{使用電力量} \times \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金単価}$$

- (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再エネ特措法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再エネ特措法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示

に定めるものとする。

12 契約超過金の算定

- (1) 契約超過金は、次式によって算定された金額とする。

$$\text{契約超過金} = \text{本線契約超過金} + \text{予備線契約超過金}$$

- (2) 本線契約超過金は、次式によって算定された金額とする。

本線契約超過金

$$= (\text{最大需要電力} - \text{本線契約電力}) \times \text{基本料金単価} 1 \times \left(1.85 - \frac{\text{力率}[\%]}{100} \right) \times 1.5$$

- (3) 予備線契約超過金は、次式によって算定された金額とする。

$$\text{予備線契約超過金} = (\text{最大需要電力} - \text{予備線契約電力}) \times \text{予備線基本料金単価} \times 1.5$$

13 予定使用電気料金の算定

予定使用電気料金は、調達期間における全ての月について、最大需要電力は本線契約電力を超えないものとし、使用電力量にあっては別表に定める各月の予定使用電力量、力率にあっては98%、燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金単価にあってはいずれも0円/kWhとみなして各月の使用電気料金を算定し、これらを足し合わせた金額とする。

14 検針結果の通知

- (1) 受注者は、毎月、速やかに6(3)の検針日の属する月の前月に係る以下の情報が記録されたエクセル形式又はCSV形式で記録された電子データ（以下「計量データ」という。）を本市に提出する。

- ① 本線契約電力、予備線契約電力、最大需要電力、力率及び使用電力量の月別データ
- ② 使用電力量の30分データ

- (2) (1)の提出の送付先は、高知市清掃工場とする。

- (3) (1)の提出は、受注者が本市にインターネット上のWebページから本市のみが毎月速やかに計量データを取得できるサービスを提供することをもって、これに代えることができる。

15 料金の請求及び支払

- (1) 受注者は、毎月、14(1)の提出と併せて速やかに使用電気料金を本市に請求する。

- (2) 受注者は、(1)の請求をするときは、本市に対して請求書及び請求金額の内訳が記載された書面（以下「請求書等」という。）を郵送又は電子データで送付する。

- (3) (2)の送付先は、高知市清掃工場とする。

- (4) 本市は、本市が適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に使用電気料金を支払う。この場合において、振込手数料は、本市の負担とする。

【別表】 予定使用電力量（単位：kWh）

調達月		時間帯区分					計
年	月	ピーク	夏季昼間	その他季昼間	夏季夜間	その他季夜間	
令和7年	10月			0		0	0
	11月			0		0	0
	12月			156,110		234,166	390,276
令和8年	1月			58,541		136,597	195,138
	2月			0		0	0
	3月			0		0	0
	4月			0		0	0
	5月			0		0	0
	6月			542,655		361,770	904,425
	7月	0	0		0		0
	8月	0	0		0		0
	9月	0	0		0		0
合計		0	0	757,306	0	732,533	1,489,839